

被災した家屋等の解体・撤去制度のご案内

志賀町

令和6年4月

令和6年能登半島地震（以下単に「地震」）によって被害を受けた家屋等で、「罹災証明書」において、「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の判定を受けたもののうち、一定の要件を満たすものについて、申請により志賀町が所有者に代わって解体・撤去（以下単に「撤去」）を行います。

被災家屋等の撤去は所有者の責任において処理されるべきものですが、今回の地震による被害が甚大であるとともに、群発地震により倒壊のおそれがある被災家屋等が生じているため、二次災害の防止や被災者の負担軽減を図るため、特例として町が撤去を行うものです。



1 撤去の対象

- 対象は「罹災証明書」で「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」と判定された家屋等です。
- 撤去するものは、倒壊のおそれがある、または壊れた家屋等となり、それ以外の塀、擁壁、樹木等は対象外です。
※ただし、対象外の塀、擁壁、樹木、カーポート等であっても、撤去工事の支障となるものについては撤去を行う場合があります。撤去の対象は事前立会い（現地調査）により決定します。
- 被災建築物の一部のみの撤去はできません。（原則、被災建築物の全体が、撤去の対象となります。）
- 被災家屋等と接続している上下水道管や浄化槽等については、地上部分の撤去と一体的に取り壊されるものに限り、撤去の対象となります。

2 本制度の注意点

- ・本制度により撤去を希望される場合は、事前に申請が必要です。
- ・本制度の申請者は、令和6年1月1日時点で、志賀町内に所在する被災家屋等を所有する者または当該所有者の相続人等となります。
- ・申請される方は、申請書類を作成した上で、環境安全課（電話：0767-32-9321）までお電話にて、窓口に来られる日時を予約申込みください。
- ・申請にあたっては、被災家屋等の共有者や抵当権者等の全員の書面による同意が必要です。
- ・家財等の搬出は行いませんので、必要な家財等は危険のない範囲で搬出しておいてください。なお、撤去時に残された家財等は廃棄物として処分されますので、ご了承ください。
- ・本制度はあくまでも壊れた家屋等の撤去を行うものであり、撤去後の土地の整地は行いません。そのため土地が道路よりも低くなる可能性があります。
- ・撤去工事の支障となりますので、プロパンガスを使用している方はプロパンガスの撤去の手続きを事業者に依頼してください。また、電力・電話等の切断及び解約等の諸手続きを各事業者に依頼してください。（費用が生じる場合は、所有者の負担となります。）
- ・浄化槽や汲取り便槽は、撤去工事までに浄化槽の最終清掃や最終汲み取りを事業者に依頼してください。
- ・エアコンは、倒壊等の危険がある場合を除き、業者に依頼してフロンガスを処理した上で室外機とともに撤去してください。
- ・撤去工事の順番は申請を受理した順ではありません。撤去の工事日は、他の撤去物件との調整が必要なため、町が撤去時期を決めさせていただきます。
- ・本制度の申請をされる際には、「被災家屋等の解体・撤去に係る申請書（様式1）」に記載されている「確認事項」の内容をご確認いただき、署名・押印をしてください。

3 申請の受付（事前予約制）

- ・受付窓口：志賀町役場本庁舎 大会議室
富来活性化センター 町民大ホール
- ・受付期間：令和6年3月16日（土）～令和6年9月30日（月）
※住家全壊及び住家大規模半壊の罹災証明書を受けた方は、3月16日（土）から受付を開始します。その他の方は3月23日（土）からになります。
(原則、受付は平日のみですが、当面の間は土・日曜、祝日も受け付けます)
- ・受付時間：9時～16時（12時から13時まで休憩）
- ・事前予約制：相談窓口や電話により来庁される日時の予約をお願いします。
(電話番号：環境安全課 0767-32-9321)

4 受付に必要な申請様式等

(1) 必ずご用意いただく書類等（共通）

- 申請書（様式第1号）※被災家屋の所有者の実印を押してください。
- 申請者の本人確認ができる書類（原本）
※顔写真が付いているもの（運転免許証、パスポート等）は1種類
※顔写真が付いていない健康保険証等は2種類
※代理人による申請の場合は、代理人の本人確認ができる書類
- 被災家屋等の「罹災証明書」又は「被災証明書」（写し可）
※コピーをとってお返します。
- 被災家屋等の配置図（別紙様式1）
※記入例を参考に家屋等の配置を記入し、解体する建物等と解体しない建物等がわかるように図示してください。
- 被災家屋等の状況写真（別紙様式2）
※被災家屋等の全景、その他撤去に係る対象物が特定される写真を添付してください。
- 申請者の印鑑登録証明書（原本）※発行から3か月以内⇒役場1階 住民課
- 被災家屋等の「固定資産税の課税明細通知書」または「名寄帳兼課税台帳」、
または「登記事項（建物）全部事項証明書」
- 印鑑（本人⇒登録印（実印）、代理人⇒認印可、法人⇒代表者の登録印）
※代理人の場合、委任状に押印した印鑑が必要になります。

(2) 代理人が申請する場合に追加で必要な書類

委任状（別紙様式3）

※申請者の登録印（実印）が押印されたもの

(3) 下記の例に該当する場合に追加で必要な書類

ア 共有者又は相続人（以下「共有者等」という。）がいる場合

同意書（別紙様式4）

※共有者等全員分が必要になります。

共有者等全員分の印鑑登録証明書（原本）⇒役場1階 住民課（志賀町登録の場合）

※発行日から3ヶ月以内のもの

※志賀町に印鑑登録していない方は、印鑑登録している市区町村の役所で印鑑登録証明書を発行してください。

※法人の場合⇒法務局七尾支局

イ 撤去工事にあたり隣接する他人の土地の使用が必要な場合

同意書（別紙様式5）

※隣接する土地の所有者全員分が必要になります。なお、空き家等、住人がいない場合は、その旨を分かるようにしてください。

ウ 建物登記に抵当権その他の権利登記がある場合

同意書（別紙様式6）または抵当権の解除証書等（原本）

（※抵当権の解除証書等は、コピーをとってお返しします）

権利者の印鑑登録証明書（原本）⇒役場1階 住民課

※発行日から3ヶ月以内のもの

※権利者が金融機関の場合は、印鑑登録証明書は不要です。

エ 借家（アパート、貸家）等で入居者がいる場合

同意書（別紙様式7）

※複数世帯の居住がある場合は、世帯主全員に同意が必要です。すでに退去している場合は、この限りではありません。

オ 家屋等の所有者が亡くなっている場合（相続人が申請する場合）

所有者の死亡と相続人全員分の続柄等関係や氏名がわかる戸籍謄本等（原本）

※本籍が志賀町の場合⇒役場1階 住民課

遺産分割協議書（原本）

※相続人全員の登録印が押印されたもの（コピーをとってお返しします）

相続人全員の印鑑登録証明書（原本）⇒役場1階 住民課（志賀町登録の場合）

※発行日から3ヶ月以内のもの

相続関係図（相続権者全員が記載されたもの）

カ 家屋等の所有者が亡くなっている場合（相続人が決まっていない場合）

所有者の死亡と相続人全員分の続柄等関係や氏名がわかる戸籍謄本等（原本）

※本籍が志賀町の場合⇒役場1階 住民課

同意書（別紙様式4）

※相続人全員分が必要になります。

相続人全員の印鑑登録証明書（原本）⇒役場1階 住民課（志賀町登録の場合）

※発行日から3ヶ月以内のもの

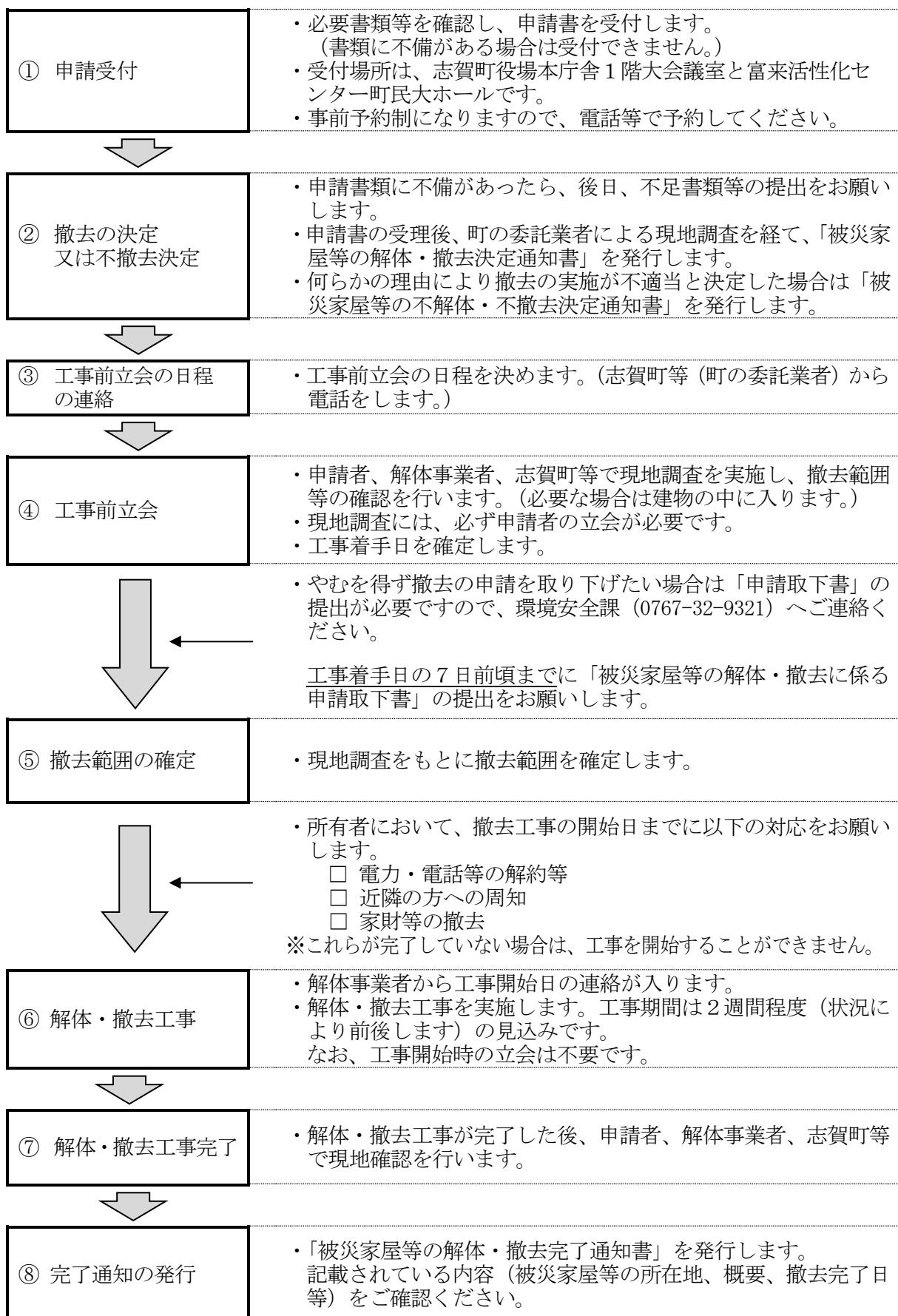
相続関係図（相続権者全員が記載されたもの）

キ 法人格を持つ中小企業者・公益法人等の場合

商業・法人の登記事項証明書（原本）⇒法務局七尾支局

※発行日から3ヶ月以内のもの

5 受付から撤去までの流れ



6 Q&A

問1 被災家屋等の撤去の費用は、所有者の負担になるのか？

答1 「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の判定を受けた家屋等の撤去費用は、町が負担します。

また、電力・電話等の切断等は所有者による手配が必要で、費用の負担が生じます。水道メーター等の撤去の申請については、必要に応じて申請書類の提出や費用負担が生じることがあります。

問2 家屋と一緒に敷地内にある物置やブロック塀、樹木等も撤去してもらえるのか？

答2 撤去対象ではありません。物置やブロック塀、樹木等は、倒壊のおそれがあるか工事の支障になるものは撤去します。撤去の対象は事前立会い（現地調査）で判断します。ただし、ブロック塀等の基礎や樹木の根は撤去できません。

問3 解体・撤去の日は指定できるのか？

答3 他の撤去物件との調整が必要なため、申請者のご希望に沿えない場合があります。

問4 撤去する前に家財等を搬出する必要があるのか？

答4 必要な家財や貴重品等については、危険のない範囲で事前にご自身で搬出をお願いします。残っている家財等は、処分の対象となりますのでご了承ください。

問5 自費で解体業者と契約した場合も制度の対象となるのか？

答5 ご自身で解体業者と契約を行った方については、本制度の対象となりません。罹災証明書の認定が「半壊」以上で、要件を満たす場合に自費解体の費用償還制度の対象となる場合がありますので、お問合せください。

問6 郵送での申請は可能か？

答6 郵送での申請は受け付けていません。

志賀町役場本庁舎大会議室又は富来活性化センター町民大ホールにお越しいただき、申請を受け付けます。

【お問合せ先】志賀町環境安全課 電話：0767-32-9321

平日 9：00～17：15（土日、祝日、年末年始を除く）

<お願ひ>

家屋等の撤去前に必要な電力、電話、水道、ガス等の諸手続きについて、撤去前に下記の解約手続き等を行ってください。

※ 解約手続き等が終了していないと工事に着手することができません。

電力・電話等	<p>●ご契約されている電気・電話事業者にご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none">・電気メーターと引込線の撤去が必要です。電気事業者に「電気メーター及び引込線の撤去」、電話事業者に「電話線の撤去」を依頼し、撤去しておいてください。・インターネット回線や光ケーブル等の有線回線も、すべて同様に撤去しておいてください。 <p>(※ 費用が生じる場合は、依頼者の負担となります。)</p>
ガス	<p>●ご契約されている事業者にご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none">・プロパンガスを使用している方は、プロパンガスの撤去が必要です。ご契約されている事業者に依頼してください。 <p>(※ 費用が生じる場合は、依頼者の負担となります。)</p>
水道	<p>●閉栓する場合の手続き先</p> <p>⇒役場 2階 まち整備課上下水道室（電話：0767-32-9533）</p> <p>⇒富来支所（電話：0767-42-1111）</p>
灯油	<p>●取扱い店又は専門業者にお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none">・撤去工事が始まる前までに、灯油の処分をお願いします。詳細については、取扱い店又は専門業者にお問い合わせください。 <p>(※ 費用が生じる場合は、依頼者の負担となります。)</p>
浄化槽・汲取り便槽	<p>●個人設置浄化槽⇒事業者にご確認ください。</p> <p>町設置浄化槽 ⇒まち整備課上下水道室（電話：0767-32-9533）</p> <ul style="list-style-type: none">・撤去工事が始まる前までに、浄化槽の最終清掃や最終汲取りを事業者に依頼してください。 <p>(※ 費用が生じる場合は、依頼者の負担となります。)</p>
エアコン	<p>●危険のない範囲でフロンガスの処理を含め事業者に撤去を依頼してしてください。（状況によってはあらかじめご相談ください。）</p> <p>(※ 費用が生じる場合は、依頼者の負担となります。)</p>